

薬生食輸発0129第2号
平成30年1月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリド、エクアドル産カカオ豆のピリメタニル、中国産赤とうがらしのBHC及びベネズエラ産カカオ豆のシペルメトリン)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成30年1月9日付け薬生食輸発0109第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、中国産乾燥赤とうがらし及びベネズエラ産生鮮カカオ豆のモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、中国産赤とうがらし及びベネズエラ産カカオ豆に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、イラン産ピスタチオナッツのイミダクロプリドの項及びエクアドル産カカオ豆のピリメタニルの項については、モニタリング通知の別表第2から削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成30年1月29日	中国	赤とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(BHC)	SHANDONG JINGRONG FOODSTUFF CO., LTD.
	ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(シペルメトリン)	AGROPAMPATAR